

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

1 対象事業 国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。

- ① 規制の特例措置の適用を受けるもの
- ② 利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの

2 対象分野 「医療」、「国際」

（施行規則第1条第1号（同号イ（1）から（4）まで及び（6）並びにロ（2）（大規模な集会施設、宿泊施設若しくは文化施設又は設備の整備、運営又はサービスの提供に係る部分に限る。）及び（5）から（9）までに限る。）及び第2号）

特別償却又は法人税額の特別控除

対象設備	機械・装置（取得価額が2千万円以上）	
	開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上）	
	建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上）	
特別償却率	取得価額の40%（建物等は、取得価額の20%）	※令和8年3月31日までに指定を受けた法人の事業実施計画に記載される対象資産については次の率を適用する。 ・ 特別償却率：45%（建物等は、取得価額の23%） ・ 税額控除率：14%（建物等は、取得価額の7%）
税額控除率 ^{（注）}	取得価額の12%（建物等は、取得価額の6%）	

（注）税額控除については、当期法人税額の20%を限度とする。

特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和10年3月31日までに設備等^{（※）}を取得等して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※中古のものを取得等した場合は対象にならない。取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない。（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

設備投資促進税制の流れ

1

事業実施計画の確認

特定事業を実施しようとする者が事業実施計画を作成し、内閣府特命担当大臣へ提出します。適切かつ確実な計画と確認した場合、内閣府特命担当大臣はその通知を行います。（施行規則第3条第1項及び第4項）



2

区域計画の認定

法人の行う特定事業が記載されている区域計画を国家戦略特別区域会議が作成し、内閣総理大臣に対して認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第8条第1項及び第8項）



3

法人による 事業の実施状況報告

区域計画に定められた法人は、当該特定事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に内閣府特命担当大臣に提出します。（施行規則第11条第1項及び第2項）



4

内閣府特命担当大臣による 確認したことを証する 書類の交付

区域計画に定められた法人が当該特定事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた内閣府特命担当大臣は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して確認したことを証する書面を交付します。（施行規則第11条第3項）



確定申告